## 逗子市池子接収地返還促進市民協議会 平成 30 年度第 2 回役員会会議録

日 時 2018年(平成30年)12月10日(月)18:05~19:28

場 所 市役所 4 階 議会全員協議会室

出席委員 髙野会長、塔本副会長、徳本委員、山火委員、石井委員、田宮委員、室賀委員、 赤羽委員、東委員、川名委員、田中委員、佐藤(義)委員、矢野委員、斎藤委員、 長沢委員、川西委員

事 務 局 福本経営企画部次長、米山経営企画部参事(秘書・広聴広報・基地対策担当)、 河合基地対策課基地対策係長、基地対策課 城崎

傍聴者 なし

議 題 1 平成 31 年度予算要求に係る事業計画案及び収入支出予算案等について

- 2 日米合同委員会合意事案について(神奈川県内の米軍施設・区域の整理等)
- 3 その他

配付資料 1 会議次第

- 2 市民協議会会則
- 3 役員名簿
- 4 平成31年度予算要求に係る事業計画(案)
- 5 平成31年度予算要求に係る収入支出予算書(案)
- 6 平成31年度予算要求に係る年間活動スケジュール(案)
- 7 神奈川県内の米軍施設・区域の整理等について
- 8 一緒に学ぼう! 池子の森(柏原村の歴史編) (マンガ途中経過(案))

## 開会

事務局: 皆様、大変お待たせをいたしました。12月のお忙しい時期にお集まりいただきましてありがとうございます。定刻を少し過ぎてしまいましたが、ただ今から平成30年度逗子市池子接収地返還促進市民協議会第2回役員会を開催させていただきます。私は基地対策課長の米山と申します。よろしくお願いいたします。

本日は現時点で27名中11名のご出席で、半数以上の委員のご出席となっておりませんが、数名の委員の方から遅参するとのご連絡をいただいておりますので、会議を進めさせていただきます。

また、事前に本日の会議に傍聴の希望がございますので、お見えになりましたら、 これを許可することとさせていただきたいと考えております。

はじめに、委嘱状の交付を行います。対象者は、2018年11月18日から2020年11月17日までの任期の方となります。順番にお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますがその場でご起立いただき、会長より委嘱状をお受け取りください。

なお、丸山委員、佐藤(治)委員、市民委員 4 名の皆様につきましては、現在の任期がまだ残っておりますので、今回の委嘱はございません。

また、本日の会議に遅参される方及びご欠席の方への委嘱状の交付は、事務局から行わせていただきます。

それでは、順番にお名前をお呼びいたします。

塔本正子様、山火哲哉様、石井伸雄様、田宮知義様、室賀久様、東 弘之 様、 川名裕様、田中肇様

なお、大塚委員、上泉委員、佐藤(曻)委員、菊池委員、徳永委員は、本日ご都合 によりご欠席と伺っております。

事務局: それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長: 皆様、あらためまして今晩は。会長を務めさせていただいております、逗子市議 会議長の髙野です。

本協議会は池子接収地の全面返還を目指し、昭和29年に発足し、その後メンバーに市民を加え、現在の「池子接収地返還促進市民協議会」となりました。

市・市議会・本協議会の三者が一体となり、池子接収地の返還を目指してまいります。皆様方のお力添えをいただきながら、本協議会の運営に全力を尽くす所存でございますので、どうかご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

事務局: 続きまして、委員の皆様よりお一人ずつ簡単にご挨拶をお願いいたします。

《委員の皆様よりご挨拶》

事務局: 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。本日、体調不良により経営企 画部長の福井は欠席させていただいております。

《事務局より挨拶》

事務局: 次に、配布資料の確認をさせていただきます。会議次第、市民協議会会則、役員 名簿、平成31年度予算要求に係る事業計画(案)、平成31年度予算要求に係る収 入支出予算書(案)、平成31年度予算要求に係る年間活動スケジュール(案)、神 奈川県内の米軍施設・区域の整理等について、一緒に学ぼう!池子の森(柏原村の 歴史編 (マンガ途中経過(案))、以上ですが、配付洩れはございませんでしょう か。

> ただ今、市民委員の矢野様が到着されましたので、ご挨拶をお願いします。 《 矢野委員よりご挨拶 》

それでは、以降の進行につきましては、髙野会長にお願いいたします。

会 長: 本日はお忙しい中、逗子市池子接収地返還促進市民協議会の平成30年度第2回 役員会にご出席をいただき、ありがとうございます。

> 本日は、市民協の来年度の予算要求に係る事業計画及び予算についてご説明し、 ご意見を頂戴したいと思います。また、議題の2として、日米合同委員会合意事案 について、南関東防衛局から説明のあった内容について情報共有させていただきま す。皆様の忌憚のないご意見等をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

> それでは、会議を始めさせていただきます。会議が円滑に運営できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

会 長: それでは、さっそく議事に移ります。議題1「平成31年度予算要求に係る事業計 画案及び収入支出予算案等について」事務局より説明してください。

事務局: それでは、今回はじめて委員になられた方もいらっしゃいますので、来年度の事業計画案等をご審議していただく前に、まずは会の目的について確認をさせていただきます。

資料「市民協議会会則」をご覧ください。第1条「本会は、市民の総力を結集して池子接収地の全面返還を達成し、市民運動公園及び自然公園等の実現を図ることを目的とする。」とされております。市・市議会・本協議会の三者が一体となり、池子接収地の返還を目指すことを目的としております。

それでは、資料「平成31年度予算要求に係る事業計画(案)」をご覧ください。 (事業計画(案)を朗読)

次に、「平成31年度予算要求に係る収入支出予算書(案)」をご覧ください。 予算については、前年と同様となっております。本日は予算要求に係るご報告と させていただきます。

まず、収入からご覧ください。市の補助金として116,000円を計上しております。 次に、支出をご覧ください。消耗品-事務用品代として6,000円。役務費-切手購入代として25,000円。報償費-ちらしイラスト謝礼として20,000円を計上しております。こちらは、今年度イラストの作成を関東学院大学のサークルの学生に依頼し、その謝礼として20,000円を計上しているものですが、来年度も同様に計上させていただいております。消耗品費-活動報告ちらし、用紙購入代として10,000円。 賃借料-国への要請活動のバスの借上料として50,000円。最後に予備費として6,000円を計上しております。

次に、「平成31年度予算要求に係る年間活動スケジュール(案)」をご覧ください。

まず、4月に第1回事業推進委員会と役員会を開催いたします。事業推進委員会につきましては、ここにいらっしゃる役員の中の一部の方にお願いして進めております。第1回役員会におきましては、平成30年度の事業報告、決算報告、31年度の事業計画(案)、予算(案)、活動スケジュール(案)についてご審議いただきます。

7月、9月には市民委員の改選がございます。

次に、10 月には第 2 回事業推進委員会と第 2 回役員会。次年度の予算案等についてご審議いただきます。

1月、第3回事業推進委員会と第3回役員会。活動報告ちらし、国への要請文についてご審議いただきます。

次に、2月、例年と同じタイミングではありますが、国への返還要請活動を予定しております。

3月には、研修会を予定ということで、入れさせていただいております。 説明は以上です。

会 長: ありがとうございます。ただ今、徳本委員と佐藤(義)委員が到着されましたので、 それぞれご挨拶をいただきたいと思います。

《 徳本委員、佐藤(義)委員よりご挨拶 》

会 長: それでは、議事に戻ります。ただ今の事務局の説明にご質問等がありましたら、 お願いします。いかがでしょうか。はい、田中委員どうぞ。

田中委員: 事業計画(案)の事業方針(6)に旧軍港市転換法のことがありますが、南関東 防衛局に要請に行っても、だいたいいつも門前払いみたいな返事ばかりもらってい ます。前にも話し合っていますが、いつまでもこの軍転法のことを載せておくのも どうかなと思いまして。

会 長: 軍転法の問題に関しては、本市が国に対して求めている経緯がございます。私も会長になってからもちろん、国に対して求めていく所存ではありますけれども、なかなか一朝一夕にはいかない問題ですので、今後も引き続き軍転法の対応については、求めていかざるを得ないと思っています。もちろん、これまでやってきた国への要請活動だけでなく、関係している国会議員や関係省庁に対しても、引き続き強く求めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

他にご意見等はございませんか。それでは、今、田中委員からご意見のありました軍転法の問題についても、行政当局と今後の展開等協議しながら、しっかりと進めていきたいと思います。私と事務局に、軍転法の問題も含めましてお任せをいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会 長: それでは、赤羽委員もお見えになりましたので、ご挨拶をお願いします。 《赤羽委員よりご挨拶》

会 長: それでは次に、議題2「日米合同委員会合意事案について」を議題といたします。 事務局より説明してください。

事務局: 議題とは違いますけれども、これで 14 名になりましたので、この会議は成立しておりますことを、まずご報告させていただきます。

それでは議題に戻りますが、資料「神奈川県内の米軍施設・区域の整理等について」をご覧ください。本件につきましては、新聞報道等でもご覧いただいているかと思いますが、これまでの経過につきましてご報告させていただきます。

はじめに、資料をご覧ください。11月14日に南関東防衛局の次長が来庁され、 資料「1. これまでの日米合同委員会合意の見直し」に書いてありますように、平成16年の日米合意からだいぶ時間が経過したということで、米軍の所要に変化が 生じており、具体的には米海軍横須賀施設における米艦船の運用が増大するという ことがあるようですけれども、米海軍の施設所要を満たすために、平成16年の日 米合同委員会の合意の見直しをしていきたいという説明がありました。

その中で、資料「2. 施設整備」ですが、米艦船の運用が増大したことによって、 一つは乗組員の宿舎が不足しているため、横須賀の海軍施設に独身下士官宿舎を整 備するということ。それから、米艦船への弾薬の積み下ろし作業の円滑化を図るために、横須賀の桟橋を整備するという話がありました。三つ目に、この施設所要とは別のことになりますが、生活環境の向上のため、池子住宅地区及び海軍補助施設の逗子市域側に生活支援施設、運動施設、修繕用作業所を、鶴見貯油施設に消防署を整備するという話でした。資料3番目として、根岸住宅地区の共同使用及び返還が日米間で合意されていること。そして4番目として、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域側については、家族住宅等の建設は取りやめるという話がありました。

ここに一緒に書いてありますが、逗子市に関係する資料 2. 施設整備の③につきましては、これまで 20 年来生活をしている中でどうしても不便なことがあって、生活環境向上のために整備するものであり、米艦船の運用の増大によるものとは関わりないものであるとの説明がありました。

それに対しまして、同日、市長からコメントをしておりますが、それが次のページにございますので読ませていただきます。

神奈川県内の米軍施設・区域の整理等についての逗子市長コメント 2018 年 (平成 30 年) 11 月 14 日

今般、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の住宅追加建設が取り止めになり、約37~クタールの緑が守られたことは、池子の森を守るという永年の逗子市民の願いが形として残り、そして追加建設に反対の立場で裁判をした経緯を踏まえ、大変喜ばしいものと考えます。

一方で、逗子市域への各施設の整備については、本日、説明を受けましたが、 突然の計画であり、場所も特定されておらず、現時点で理解できるものではあり ません。

今回の整備が池子住宅地区及び海軍補助施設の環境にどのような影響を与えるのか慎重に見極める必要があることから、引き続き、詳細な説明を求めていきます。

その上で本市としては、今後も池子の緑を守るという原点を基本に、交渉して いきたいと考えています。

もう1枚めくっていただきますと、11月14日に南関東防衛局が来庁した際の面談記録を添付しております。11時から約30分間は、市長も出席しまして説明を受けております。かいつまんでお話ししますと、「事前に説明のないまま日米合意がなされたことは誠に遺憾である。ただし、逗子が裁判まで起こしていた横浜市域側の緑、約37~クタールが守られたことは大変喜ばしい。確認事項としては、逗子市域への住宅の追加建設はないこと、また、当面求めている共同使用区域(約40~クタール)の返還については、平成23年11月の日米合同委員会合意に基づいて、早期返還に向けて努力していくという確認が取れているので、今回のことによって返還が遅くなってしまうことはない。」ということです。

今回の整備につきましては、施設が手狭になっていることと、施設がばらばらに

点在しているという不便さを解消することによって、生活環境の向上を図ることが目的であり、横浜市域の住宅建設取り止めや、横須賀海軍施設の米艦船の運用増大とは関連はないという確認をしております。あくまでも居住者の生活環境の向上を目的とするものなので、池子住宅地区の中の施設の恒久化に繋がるものではないということ。また、整備にあたっては、環境にも配慮しつつ、本市と十分に調整しながら適切に進めていきたいという説明がありました。

生活支援施設がどういったものなのかということにつきましては、集会所や講堂などが施設の中にないため、やむを得ず家族住宅の一室を使用していること。また、運動施設や修繕用作業所、消防署については、既存の施設はあるが、狭隘で運用に支障をきたしているという説明がありました。各施設の詳細な規模及び場所については、今後の調査・設計の段階で見通しが立っていくという確認をいたしました。整備内容としては、まだ確定ではありませんが、生活支援施設が1棟約11,600㎡、運動施設が1棟約2,000㎡、修繕用作業所が1棟約2,800㎡、消防署が1棟約1,400㎡ということです。

市長からは、先ほど読み上げましたコメントとほぼ同じ内容の意見を申し上げたということでございます。

もう1枚めくっていただきますと、市長が退席しました後に、もう少し詳細な説明がほしいということで、細かい部分につきまして説明を受けております。

生活支援施設とは、具体的には集会所、講堂、食堂、託児所、家族サービスセンター、スーパーマーケット、レストラン、プール等ということです。スーパーマーケットやレストランは今もございますので、建て替えなのか、新たに造るものなのか確認をしておりますが、そこはまだ明示されておりません。内容としましては、既存施設の代用や狭隘である現状の解消、及び分散化しているものを集約化したいということでした。

運動施設については、米軍人の体力増進のための体育館やトレーニングジムということで、既存のトレーニングジムは、管理棟の一部を間借りしているような状況で、充分な広さがなく、運用に支障をきたしているということでした。

修繕用作業所とは、家族住宅を含む建物や電気、水道、空調設備等の修繕を行う施設とのことで、こちらについても既存の施設は家族住宅の一部を代用し、狭隘で騒音も発生しているとのことでした。

また、既存の消防署については、狭隘で大型の消防車両が駐車できず、仮眠室もないため、家族住宅の一部を代用するなど、運用に支障をきたしているということでした。

施設整備の工期及び総事業費につきましては、今後実施する調査・設計の段階で 見通しが立つということで、今回は説明はありませんでした。

最後に、平成31年度の概算要求、31年度予算については、おもに調査・設計の費用として約6,300万円を要求しているということで、以上のような確認が、11月14日当日にできたということです。

この後ですが、ちょうど議会開催中でしたので、すぐに議会に申し入れをしまし

て、翌11月15日に議会の全員協議会を開催していただき、ご報告をさせていただきました。

私どもの動きとしましては、市長のコメントにもありますように、緑を保全することは当然のこととして、整備についての詳細な場所が示されていませんので、そこを確認しておりますが、現時点ではまだ状況は変わっておりません。そして、先週12月4日に南関東防衛局が来庁され、建物を建てる時の本市の条例、いわゆる三条例と言われているものですが、「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」、「まちづくり条例」、「景観条例」について、市から防衛側に説明をいたしました。

私どもとしましては、消防署や修繕用作業所等が手狭だったり、いろいろな施設 が点在しているということについて、まずはその状況を現地で説明してほしいとい うお願いをしております。

以上が、現在、承知をしている全てです。今回、委員の委嘱や予算のご説明ということがちょうどございましたので、この案件につきましても、開催の通知からの期間が短くなってしまいましたが、なるべく急ぎで今の状況について皆様にお伝えしたいということで、本日この役員会を開催させていただいております。今後また動きがありましたら、会の開催か、あるいは書面でのご通知になるかは分かりませんが、あらためてご報告をさせていただきたいと考えております。

最後の資料につきましては、新聞に掲載された内容についてまとめたものを、提供させていただいております。長くなりましたが以上です。

会 長: 議事の途中ではありますが、斎藤委員がお見えになりましたのでご挨拶をお願い します。

《 斎藤委員よりご挨拶 》

会 長: それでは議事に戻ります。ただ今、事務局から説明のありました日米合同委員会 合意事案につきまして、ご意見やご質問がありましたらお願いします。 佐藤委員どうぞ。

- 佐藤(義)委員:基本的なご質問で恐縮ですが、池子の米軍住宅に対して、現時点で防衛省から 逗子市へ、どういう名目かは分かりませんけれども、年間で協力金というか、交付 金のようなものが出ているのかどうか。例えば、沖縄はあれだけの基地があるので、 国からいろいろな名目でお金が出ているはずですが、逗子市に対してはどうなのか。 仮に出ているとしたら、どのくらいの金額なのか教えていただきたい。
- 会 長: 池子米軍家族住宅も米軍施設ですので、交付金が出ているのと、米軍にかかる事業、例えば道路整備なども交付対象になったりしますので、その辺りを事務局から説明させていただきます。
- 事務局: 補助の対象となるものがいくつかございます。まず、基地交付金と呼ばれているもので、そこに施設があるという固定資産税の代替的なものとして交付されると思いますが、そちらがだいたい毎年2億8千万円ほど入ってきています。それから9条交付金と言われている、特定防衛施設と位置付けられた関連市町村について、生活環境の改善などの事業に支払われる金額が、およそ6千万円から7千万円入ってきます。これについては、今、会長がおっしゃったように、道路整備等の事業に充

てられるもので、ただ入ってきて一般財源として使えるというよりは、例えばゴミ 収集車を購入するというような、何らかの事業で使うことのできるお金です。それ から、今ご説明した交付金とは別に、事業を行う際に補助が出るというものもありまして、それは事業費の3分の2が出ます。これは例えば消防車を購入したり、来 年度以降ですと防災行政無線の設備費用だったりします。ここ何年かにつきましては、池子の森自然公園を工事する際に、ゲートを作ったり、野球場の防球ネットを 作ったりする費用に、3分の2の補助金が来ています。

会長: 他にご意見やご質問等がありましたらお願いします。はい、長沢委員どうぞ。

長沢委員: まず、市長もこういうコメントしか言えなかったのかなと残念に思います。前市 長の長島市長の時に追加建設の話が出て、今ある緑を保全するために、三者合意を 反故にして、違反であると裁判まで起こした訳ですから。確かに私も、横浜市側に 追加建設がなくなったことは、ほっとして良かったと思う反面、逗子市側にはこう いう形で来てしまった。これだけの広さのものを、どこにどうするのかということ は、これからかもしれないけれども、まずここのところで強く出ていただきたかっ たと思います。

それと説明の中で、日米合同委員会が開かれてこうなりましたと言っているのに、31年度要求において、もう6,300万円の予算をあらかじめ要求しているというのが、日米合同委員会がまずあるのではなくて、防衛省が先行してやっているとしか思えないのです。何のために逗子へ説明に来たのか。言い訳のために来たような気がして、非常に腹が立ちます。

いろいろな施設で狭隘であるとか、住宅の一部を代用しているという言い方をしているけれど、それで済んでいるのなら、わざわざこんなものを造らなくてもいいのではないかと思うのです。いずれにしろ建物は、逗子なんかでも老朽化して大変な状況になっている訳ですから、本当にだめだったら、その時点で建てればいいと思います。池子住宅ができて 20 年経ち、どのくらいかは分からないけれども、まだ使えるのであれば使えばいいと思う。それと要請活動の際に、池子住宅の居住者数を何回もずっと聞いているのですが、セキュリティのために言えないと言っている。要するに、どれだけ住んでいて、空きがないのなら仕方ないけれど、もし空きがあるのなら、それでいいのではないかと思うのです。日本の、われわれの税金を使ってまで建てる必要があるのか。今回のことについては、非常に腹立たしく思っています。以上です。

会 長: 長沢委員から出たご意見は、議会の方でも、多くの議員から行政当局に対して出ていた意見と付随している部分があります。先ほど事務局からも説明させていただきましたが、今後、どういった施設をどこの場所に造るのかというところを明快にしてほしいということ。それから、狭隘だと言っているけれど、現状がどうなっていて、果たして本当に要求している規模が必要なのか、見せていただきたいという要請をしているとのことですので、行政当局、担当所管からその報告がありましたら、皆様へもお知らせしたいと思います。

斎藤委員: よろしいでしょうか。

会 長: 斎藤委員、どうぞ。

斎藤委員: 資料に、生活支援施設 1 棟 約 11,600 ㎡と書いてありますが、その広さが一体どのくらいなのか、私には全く分かりません。これは 1 棟の広さなので、先ほども大型消防車の駐車場がないということがありましたが、例えば駐車場であるとか、実際にどれだけの広さを、今回この計画で使おうとしているのかが、これでは全く分からないです。緑を壊さないという約束が実際にあるのかどうか。33 項目のことを、国がどのくらい覚えてくれているのかということがあるので、この広さを、緑を壊さないでどこでやろうとしているのか、とても疑問に思います。

市長はあまりおっしゃらないのですが、共同使用になっている公園は5年契約です。その5年目が来年なのです。私は以前にもこの場で、職員の方にその話を伺って、「5年目に更新していただけることを願っています」というような形のお返事をいただきました。確約として制度になっている訳ではないので、共同使用として、逗子市のお金もたくさん使って整備した土地も、実はどうなるか分からない。市民は本当に知らないと思うのですが、今は運動がとても静かになってしまっているので、逗子市民はきっと何も言わないと国に思われているのだなと、国にはそういうふうに理解されているのかなと思っています。

この資料の中にも新聞報道についてありますが、11月21日(水)、私は毎日新聞 で見ましたが、防衛省の南関東防衛局が金沢区まで行って、市民協議会に対して説 明をしたという記事が載っていました。ちょっとびっくりして市の方へ問い合わせ をしたところ、市は把握していらっしゃらないような印象がありました。国は金沢 区には説明に行って、逗子へは来てくれないのがすごく不思議で、できれば逗子に も来てほしいという要望を、市民協で出せないかなと思っています。毎年、要請活 動で逗子から南関東防衛局へ行っていますので、そのタイミングでという考え方も あるかもしれませんが、要請活動へ行ける人数は限られていますし、金沢区へは向 こうから来てくださった訳ですから、同じことを逗子でやっていただくお願いをし てはいけない理由はないのかなと思います。もしも防衛省が、逗子へ説明すること は何もないとおっしゃるのであれば、金沢区でお話ししてくださったことと一緒で も良いのでという形で、まずは国が市民に対してどこまでお話ししてくださるのか ということを、私たちとして聞きたい。池子の中でも、逗子エリアと横浜エリアが あって、市長には、市長としての立ち位置があると思いますが、ここは市民協です ので、市長よりはもう少し自由に、いろいろなお話を聞きたいと要求してもよいの ではないかと思います。

最後ですが、市民協というのは、市民が行政と一体になって逗子のことを考えていく。市長がよく「市民協働」とおっしゃいますが、市民が行政と一緒に動いていける基本というか、とても歴史のある大事な組織だと思いますので、できれば南関東防衛局からこの市民協に来ていただき、今回のことをお話ししていただきたいという要望を出していただくよう提案します。

会 長: まず、斎藤委員からお話のありました生活支援施設の広さのイメージですが、だいたいこの市役所の延床面積と同じくらいです。市役所の方が、もう少し小さいく

らいです。

斎藤委員: それでは、市役所は5階建てですが、この施設が5階建てになるとは限りませんから、平屋のものができるとしたら、それだけの広さのものができるということですよね。

会 長: あくまでもイメージです。これは、緑地を削るかどうかということにも関わってくるかと思いますが、今回、どこの場所にどれだけの高さのものを生活支援施設として建てるという明確な話はなかったので、あくまでもイメージになってしまいますが、広さとして、この市役所の延床面積をイメージしていただくくらいの広さということです。もちろん、建物の高さが高くなれば、建築面積自体は小さくなりますし、低くなれば、建築面積は大きくなるということになります。先ほど斎藤委員からお話のありました、緑地を削らずに済むのかどうかということも、この高さと場所にかかってくると思います。市としては、過去に裁判を起こして、緑地の保全を求めてきたという経緯もございますから、ここに関して、緑地を削っての建設というのは、しっかりと反対の意思を示していくということです。

また、共同使用のお話もありましたが、確かにかなりの額のイニシャルコスト、そしてランニングコストが掛かっている訳ですから、今後のあり方としては、議会からも行政当局に対して、毎年掛かっているランニングコストの見直しや、整備のあり方などについては、いま一度話し合ってほしいという意見が出ています。もちろん更新する時期に当たって、こういった込み入った話も、担当所管から防衛省の方へしていくと思いますので、斎藤委員のご意見も踏まえながら、行政当局と調整して、提言していければと思っております。

最後の、南関東防衛局への説明の要請に関してですが、これは事務局の方でどのように対応していくのか、お考えがあればお願いします。

事務局: 市民協の中で、そういった説明をということであれば、まずは防衛省へ話をして みたいと思います。それ以前に、先ほど申したとおり、現地の中へ入っての説明等 がありましたら、またご報告いたしますが、そのタイミングなどはまだ分かりませ ん。まずは、このような要請が出たことは、防衛に話をしてみます。

会 長: 斎藤委員から市民協に対して、南関東防衛局の説明を求めたいというご意見が出ましたが、委員の皆様の異論がなければ、そのような形で要望したいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

会 長: それでは、皆様の総意ということで、担当所管を通じて南関東防衛局へ要望した いと思いますので、よろしくお願いします。

斎藤委員: ありがとうございます。

会 長: 他にご意見はありませんか。徳本委員、どうぞ。

徳本委員: 今の斎藤委員のご質問にも関係するのですが、11 月 14 日の防衛省からのお知らせという文書は、逗子市に対して、今後の計画の了承を求めるということではなくて、単なる事前の説明ということで受け取っていいのかなと思います。問題はこれからのプロセスです。まだ具体的な案は無いようですが、今後、具体的な案が出た

以降に、逗子市に対してどんな説明がなされ、その中で、逗子市として、あるいは 私たちとして、納得できるものであればもちろん良いのですが、そうでない場合に、 「それは承認できません」と言うような場面や拒否する権利があるのかどうか等、 今後起きうるかもしれない条件について、ご説明があれば伺いたいのですが。

会 長: 徳本委員がお話しのとおり、まだ現段階においては、こういった構想があるというような説明だと思います。もちろん決定事項ではないのですが、今後の展開次第では、行政、また議会、そしてこの審議で、なんらかの対応を迫られるケースは考えられます。これについて事務局から何かあればお願いします。

事務局: まだ場所が示されていないということで、それに対していつ説明があるかは分かりませんが、その段で、まず緑が守られるのかどうか、それから、どういう施設なのか、説明のあった際に、逗子市側もしくは市民協として、まず意見を申し上げなければいけないと思っています。それが拒否できるものなのかどうかは、交渉ということになると思います。法的に何ら問題ないものだとか、そういう話になった時に、それをどこまで防衛側に変えさせるか、そういうことができるのかどうか、なかなか難しいところもあると思いますが、できる限りの場をつくって交渉していきたいと考えています。

会 長: 徳本委員、よろしいでしょうか。

徳本委員: ご説明でよく分かりましたが、拒否することができるのかとお伺いした私の気持ちとしては、ことが決まった後では、いろいろな改善点などは申し上げにくいだろうということです。なるべく事前に、計画段階でお示しいただいて、私どもの意見も取り入れていただいた上でプランを進めるというプロセスを取っていただくよう、お願いできればありがたいと思っています。

会 長: 徳本委員がおっしゃっていたように、現段階においては全く絵が見えない状況ですから、今後、詳細な計画に発展していくと思われるので、もちろんその都度、国から逗子市に対して説明をしていただくように求めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

はい、田宮委員どうぞ。

田宮委員: 今までの経過が全然分からないので、初歩的な質問になると思いますが、われわれは防衛省とだけしか交渉できないのでしょうか。

会長: そうですね。米軍とするというよりは、国と市でしていく形です。

田宮委員: 私は特に現在の国の政策をあまり信用していないのですが、たぶんわれわれには、 事後の報告しか来ないと思います。そうすると、仮に反対だったり、あるいは少し 直してほしいところがあっても、われわれの意見がどこまで通じるかというと、た ぶん通じないと思います。もう決まっているという形で突っぱねられてしまうので、 われわれの委員としての対処の仕方、何か方法はあるのでしょうか。

会 長: 先ほど徳本委員からもお話がありましたが、できるだけ早く詳細な情報をキャッチして、アクションを起こすことだと思います。この市民協は非常に重要な場所ですから、委員の皆様にも、行政当局がつかんだ情報は逐一ご報告させていただき、皆様と共にどういった行動を起こしていくかということは、私も含めて協議できれ

ばと思っています。

田宮委員: それは、防衛省が情報をくれなければ分からないということですか。

会長: そうですね。

田宮委員: われわれがどこかから、入り込んで何とか....

事務局: それはなかなか物騒ですね。私どもとしても、場所を早く示してほしいこと、とにかく緑を削られては困るということは訴えていますけれども、まだ詳細は来てい

ない状況です。

田宮委員: ということは、われわれの意見を受け入れてくれるのかどうかも分からないとい

うことですね。

事務局: 現段階では、そうです。

会 長: これは私自身も非常に残念に思っています。先ほど田中委員からご意見がありました軍転法の話ではないですけれども、しつこく言い続けていくことが、まず私たちにできる入り口なのかなと思っていますので、ご理解いただければと思います。

またご協力のほど、よろしくお願いします。

徳本委員: よろしいでしょうか。

会 長: 徳本委員、どうぞ。

徳本委員: 池子住宅が本当に迷惑施設であって、何の益もない害だけのものであるというこ とならば話は別ですが、防衛省が考えている計画も、私たちが望んでいることも、 どこかで整合することがあるとするなら、なるべく良いプランになるようにするプ ロセスが大事であるというのが、先ほどの私の意見の根幹です。本件ではありませ んが、いろいろな計画というのは、ややもすると、特に反対計画がある場合には、 なるべく情報を出さずに、決定をしてしまった後で開示をして、これで行くぞとい うようなプロセスをたどることがままあります。池子の場合はそうなってほしくな いというのが、私の申し上げたいことです。両方で一番良い形に持っていくことが 最終的に双方の目的であるなら、なるべく事前に、まだ変更の余地があるような段 階でプランを示していただいて、双方の知恵を出して良いプランにしていくという、 事前のプロセスが絶対に必要だと思います。ですから逗子市には、防衛省なり米軍 なりに、なるべく事前に相談してくださいと、あえて付け加えるならば、悪いよう にはしませんからと。悪いようにしないというのは、双方にとってベストな解が出 るようにするという意味ですが、何もかも全て反対だということではないというこ とを前提にして、情報を出してください、相談してください、というふうに持って いっていただければ、ありがたいと思います。

会 長: ご意見として承ります。矢野委員どうぞ。

矢野委員: 今の話の関係で、今日の資料を読んで思うのですが、そこはもう逆に進んでいる ような気がしてなりません。もう事態は進んでいて、私たちの関与しないところで 進みながら、表現は少しきついかもしれませんが、認めていってくださいよ、とい うふうに進んでいるような気がしてならないのです。おっしゃっているように、順 序は非常に大事だと思います。しかし、むしろ私たちを除外して進んでいるような 気がしてならないので、そういう意味で危機感を持っています。 会 長: 佐藤(義)委員、どうぞ。

佐藤(義)委員:皆さん同じような気持ちを抱いているのでしょうけれども、結局、アメリカの 占領がまだまだ続いていて、辺野古の埋め立ても同じですけれども、決定権は防衛 省になんか何もなくて、ただ単なる日本の窓口にすぎない。米軍がやりたいように やるのだということで、こういうミーティングもなんだか虚しい気がしてならない のです。われわれが緑を守り、歴史的にも裁判で戦った経緯もありますと言っても、 結局、米軍がやりたいようにやるのだという考えが背景にあって、この位置付けそ のものが少し虚しいというか、単なる感想ではありますが、そう考えてしまいます。

会長: ご意見として承っておきます。斎藤委員どうぞ。

斎藤委員: もう一度、話をさせてください。先ほど、市民協というのは、市民と行政が一緒 になってやっていく組織、歴史のある組織であると言ったその市民というのは、私 たちではないと思うのです。皆さん、団体の代表として出てきてくださって、私は 市民委員ですけれども、やはり市民の代表として出ている形になると思います。私 たちがやれることの一つとして、市民に情報を伝えていくこと、行政側が出す情報 とは違う質のものが出せると思いますので、今は予算がついていないので、どうい う形でできるかは知恵を出すしかないと思いますが、私たちが決めるのではなくて、 とにかく市民に情報を出していく。池子というのは、あそこに住んでいた人がいて、 その人たちが住めなくなり、もっと言えば、古い遺跡が出るような昔から人が住ん でいて、あの土地を大事にしてきた歴史があったのに、残念ながらこの百年くらい で追い出されてしまって今の状況が起きているというのは、本当に最近の話だと思 うのです。歴史の流れの中で言えば、アメリカや国の政策には、どうにも抗いがた いものはあると思いますが、でも、あそこに生活があったということをベースに、 少しでもいろいろな情報を市民の皆さんに出していける方法を、考えたり動いたり できたらいいのかなと。その第一歩として、先ほど提案させていただいたように、 まずは話を聞いて、そこから何が考えられるのか。直接に話を聞くと、また聞きと は違う皮膚感のようなものがあると思うので、そういう動きができたらいいのかな と思っています。

会 長: 米軍家族住宅の中の久木エリアに、柏原村という村がございまして、その歴史を残していこうという団体もあり、絵本になったり、おはなし会をしたりということもございます。ちょうど緑地エリアにかかる部分ですので、柏原村の名前を冠したものにしてほしいということで、議会としても議決をして、行政に提言していることでもありますから、市民の方たちの感情や思い入れについては、今後も歴史の中で残していかなければならないと私も思っています。また、斎藤委員がおっしゃっていた当委員の役割についてですが、追加建設も含めたこの池子の現状、情報について、市や各市議会議員たちも発信し続けてはいますが、より多くの市民へというとなかなか難しいところもありますので、委員の皆様には、機会がありましたら、知り得た情報を周りの方にお伝えいただくだけでも、非常に有効ではないかと思いますので、その辺りもご協力いただければと思います。

徳本委員: よろしいでしょうか。今、会長がおっしゃったように、私たちが得られた情報を、

できる限り市民の皆さんに伝えていくことは大賛成です。微力ですがやらせていただきたいと思います。先ほどの佐藤(義)委員のコメントについて、おっしゃることは確かによく分かりますが、この市民協が役割を果たす場面がどういうところにあるかと考えますと、これからの交渉は、米軍あるいは防衛省のやりたいことが100、私たちがやりたいことが100として、どの程度、私たちの意見を聞いてもらえるのか。「私たちの言うとおりにやってください」というのでは、交渉としては成り立たない話だと思います。ですので、両方の思いの中で、どこまで私たちの思いが伝わり、実現できるのかという観点が交渉だと、個人的には考えています。その中で大事なのはタイミングの問題で、先ほど申し上げたことの繰り返しで申し訳ありませんが、決まった後で「これをやらせてください」あるいは「承認してください」と言うのでは交渉になりません。もっと事前の段階で、双方が折り合えるようなプランが作れるようなプロセスが絶対に必要だと思っています。本件も、決まった後で説明を受けるのではなくて、計画の段階で提示していただき、私たちなりの意見を申し上げることができるようなプロセスを、ぜひ作っていただけるように、防衛省にお願いしていただきたいというのが、先ほどからの私の意見です。

会 長: 池子の全面返還が市是ですので、市民協も含めて市の考えとしては全面返還が100です。もちろん国の意見や米軍の意見があって、今は100には至っていない状況ですから、そこに向かって今ある状況をどういうふうに打破していくのか、または対応していくのかというところだと思います。徳本委員や田宮委員がおっしゃったように、しっかりと情報をキャッチして、市民協としてどういう対応ができるのか、協議していければと思います。

はい、田宮委員どうぞ。

田宮委員: 会長もメンバーも新しくなったことですし、そういう意味でもこの市民協の立ち 位置が少し強力になるような形、要するに、先ほどから言っておりますが、防衛省 から来る情報を待っている、あるいは出された情報だけを聞くのではなくて、こちらからどんどん入っていって、今どうなのかと質問した時に、答えてもらえるくらいの強さを持つ会を作っていきたいと思います。そうしないと、ただここで資料をいただいて、話を聞くだけ。われわれは何もすることがなくて、ただ集まって愚痴を言うだけになってしまうので、そうではなくて、「今日、窓口に行ったらこういう状況になっているようだ」というような話をわれわれに教えていただきながら、ここで議論をし、そういう情報をわれわれの周りの人たちに伝えていく。ここで一生懸命に話をしても、全て事後のことばかりでは意味がないと思うので、会長としては、この会を強くする方向に舵を取っていただきたい。その上でわれわれが集まって、その情報で議論をするような形の方が良いような気がします。その力をつけるためには、われわれも委員として協力したいと思いますので、会長にはぜひ、そのような会になるように進めていっていただきたいと思います。

会 長: もちろん私自身も、知り得た情報はこの市民協の場で開示した上で、ご意見を頂 戴したいと思っておりますし、また先ほど斎藤委員からご提案のあった南関東防衛 局に説明を求めるということも、今までになかった新しい取り組みなのかなと思い ますので、しっかりとそれが実現できるように、担当所管と一緒に汗をかきたいと 思っておりますので、また皆様に良いご報告ができればと思います。

他にご意見、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、今いただきましたご提言をしっかりと踏まえた上で進めていきたいと 思います。最後に議題3「その他」としまして、事務局から説明をお願いします。

事務局: 漫画になっている資料をご覧ください。関東学院大学のサークルに依頼しているちらしのイラストの進捗状況についてご説明いたします。こちらはまだ途中経過で、3分の1くらいのボリュームのものです。今回初めて出席いただいている委員の方はご存知ないと思いますが、関東学院大学の学生さんに、謝礼として2万円の予算をつけて、イラストを描いてくれるようお願いしております。内容については事務局で案を考え、この場で皆さんにご意見をいただきながら作ったもので、そちらに対してイラストを描いてもらっているものです。ねらいとしては、池子の歴史について子ども達にも知ってもらうため、漫画にしたらどうかということで考えました。今年度中の完成を目指しておりますので、次の役員会ではもう少し進んだものをお示しできるのではないかと思っています。子どもでも手に取りやすく、内容も分かりやすいものにしたいと考えておりますので、もう少し文字を少なくし、内容を整理して、より良いものを作っていきたいと思っています。以上です。

会 長: ただ今の池子の森の漫画の資料について、何かご意見はございませんか。 田宮委員どうぞ。

田宮委員: これはどのような形で発行するのでしょうか。全戸配布できますか。

事務局: 若い世代にも見てもらいやすいようにということで、基本的にはホームページ上やスマホに載せることを考えております。ただ、それだけでは見られない方もいらっしゃいますので、紙でも印刷をして、池子の森自然公園や公共施設の中に、置くようにしたいと考えています。

会 長: 他にご質問等ございませんか。徳本委員どうぞ。

徳本委員: 大変結構な企画だと思います。池子の問題については、関心のある人もない人も、様々であるのは間違いないと思いますが、このような形でいろいろな広報がなされると、非常に親しみやすく、分かりやすく伝えることができるだろうと思います。大変すばらしい企画なので、詳細についてはお任せしますが、ぜひこの形で進めていただければありがたいと思います。

会 長: いつ頃完成の予定でしょうか。

事務局: 2月中くらいの完成を目指しています。

会 長: なんとか学生さんにご協力いただいて、今年度を目途にできればと思っておりま すので、完成しましたら、また皆様にもご通知するようにしたいと思います。

事務局: まだこの3分の1程度までしかできておりませんので、先ほど2月中と申しましたが、少し難しいかもしれません。ただ、今年度中にはなんとか完成させたいと思っております。

会 長: 徳本委員どうぞ。

徳本委員: 今までの池子の問題についての市民向けの広報の形としては、一番分かりやすい

のではないかと思います。過去に携わった方がおられたらごめんなさい。

会 長: 他にご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。それでは、その他の項目と して、他に何かありましたら事務局からお願いします。

事務局: 本日の会議はこれで終了になりますが、次回の会議は1月中を予定しております。 議題としましては、毎年2月に国への要請活動をしておりますので、その要請文案 についてになると思います。先ほどご指摘をいただいたこともございますので、今 のところは1月中を考えておりますが、今後の成り行き次第では、変更することも 出てくるかもしれません。通常では、1月に要請文案を揉むという形になりますの で、日程につきましては、会長と相談してご案内を差し上げることになると思いま すので、よろしくお願いします。事務局からは以上です。

会 長: 委員の皆様から他に何かございますか。

田宮委員: よろしいでしょうか。 会 長: はい、田宮委員どうぞ。

田宮委員: 私は住民協の役員をやっておりますが、今日の資料は、全て公開しても構わない

でしょうか。

会長: 問題ありません。

田宮委員: では、住民の皆さんに、こういう形でやっているということを、ご案内したいと 思います。

会 長: よろしくお願いします。他に何かございませんか。

特になければ、本日の会議はこれを以て終了とさせていただきます。ご協力のほど、感謝いたします。寒い季節になりましたので、皆様お体をご自愛いただいて、 風邪などひかないようにお過ごしください。

## 閉会

一以 上一